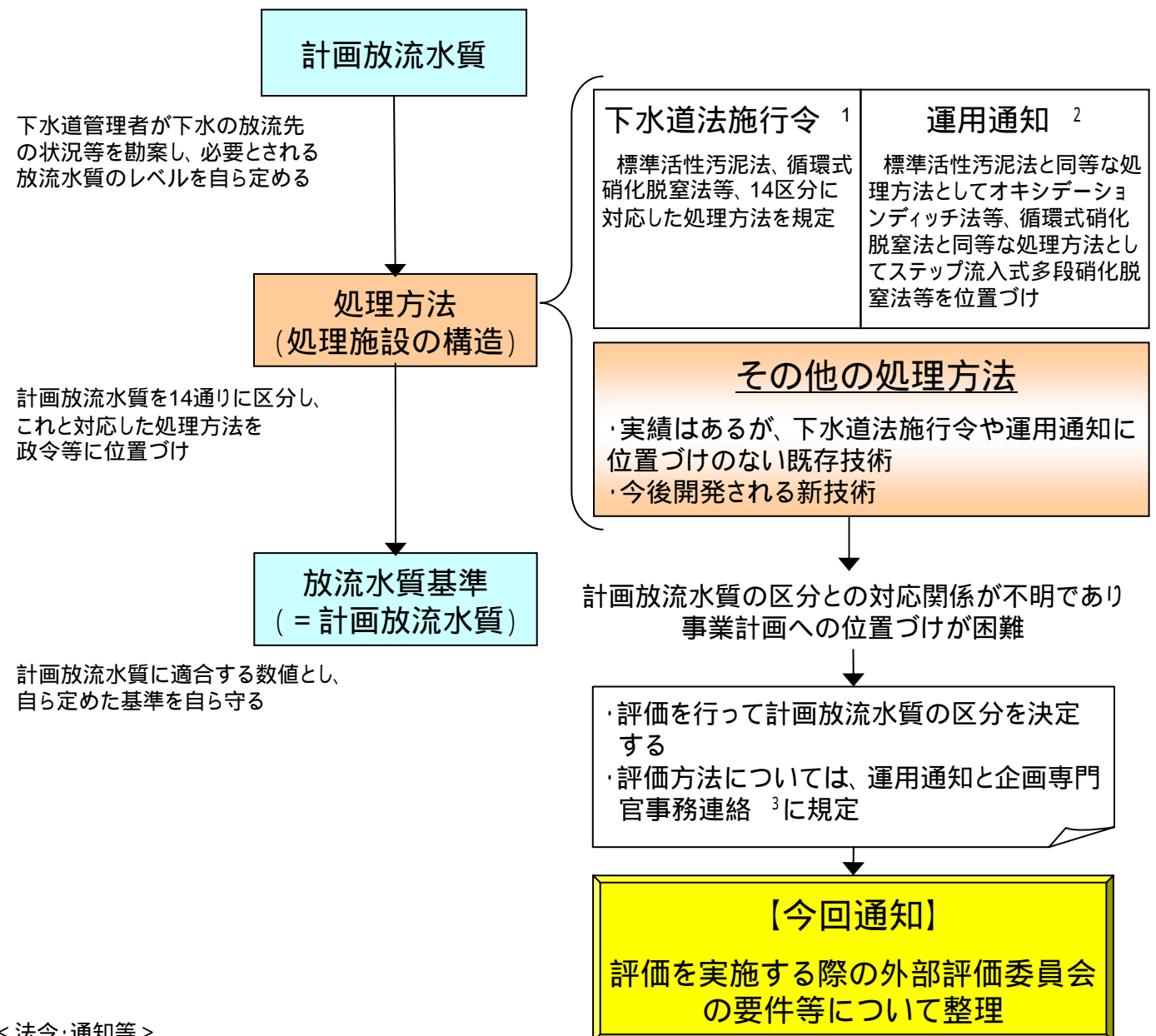


処理方法の評価制度の 概要について

水処理施設の構造基準と処理方法の評価について

平成15年の下水道法施行令改正において、新たに計画放流水質という概念が導入され、水処理施設は計画放流水質の区分に応じて定められた方法により下水を処理する構造とすることとされた。

ここで、法令等により計画放流水質の区分と処理方法との関係が固定化されると、新技術の導入が阻害されるおそれがあること等から、法令等に定めのある処理方法以外の処理方法については、評価を行い計画放流水質区分との適合を判断することとしている。



< 法令・通知等 >

1 下水道法施行令第5条の6

2 下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について(平成16年3月29日付国都下事第530号)

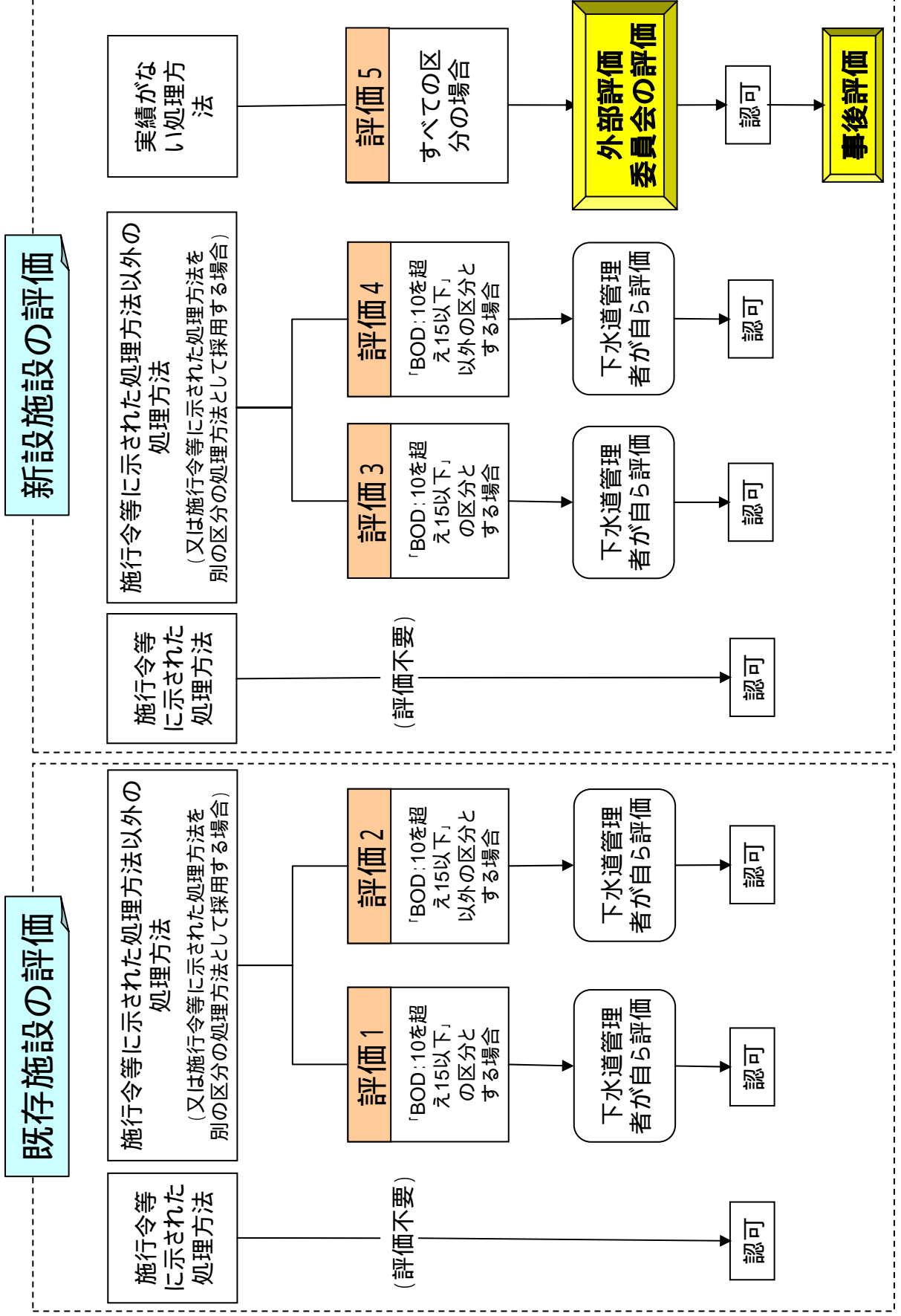
3 計画放流水質の適用の考え方について(平成16年4月9日付下水道事業課企画専門官事務連絡)

施行令および運用通知で位置づけられた処理方法

	計画放流水質			処理方法
	BOD	T-N	T-P	
1		~10	~0.5	嫌気無酸素好気法(有機物および凝集剤を添加、急速ろ過法を併用)
2			0.5~1	循環式硝化脱窒法(有機物および凝集剤を添加、急速ろ過法を併用)
3			1~3	嫌気無酸素好気法(有機物を添加、急速ろ過法を併用)
4	~10	10~20	/	循環式硝化脱窒法(有機物を添加、急速ろ過法を併用)
5			~1	循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加、急速ろ過法を併用)
6	~10	10~20	1~3	嫌気無酸素好気法(急速ろ過法を併用)
7			/	循環式硝化脱窒法(急速ろ過法を併用)
8		/	~1	嫌気好気活性汚泥法(凝集剤を添加、急速ろ過法を併用)
9			1~3	嫌気好気活性汚泥法(急速ろ過法を併用)
10			/	標準活性汚泥法(急速ろ過法を併用)
11	10~15	~20	~3	嫌気無酸素好気法
12			/	循環式硝化脱窒法
13	10~15	/	~3	嫌気好気活性汚泥法
14			/	標準活性汚泥法

- 運用通知
で位置づけられた
処理方法
- 標準活性汚泥法と同程度
 - ・オキシデーションデイチ法
 - ・長時間エアレーション法
 - ・回分式活性汚泥法
 - ・酸素活性汚泥法
 - ・好気性ろ床法
 - ・接触酸化法
 - 循環式硝化脱窒法と同程度
 - ・硝化内生脱窒法
 - ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
 - ・高度処理オキシデーションデイチ法

評価1から評価5の概要



一般評価の概要

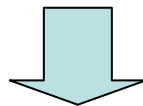
一般評価：

当該処理方法が一般化されたもの（今後個別の評価が不要）であるとして、政令または通知にこれを位置づけるための評価

目的

政令や通知に位置づけない処理方法について

- 当該処理方法の計画放流水質区分への対応を明確にする
- 当該処理方法に係る技術の特徴、採用にあたっての留意事項等を明らかにする



- 全国に適用可能な一般的な処理方法としてこれを位置づけることにより、新技術の普及促進を図り、効率的な下水道整備に資する

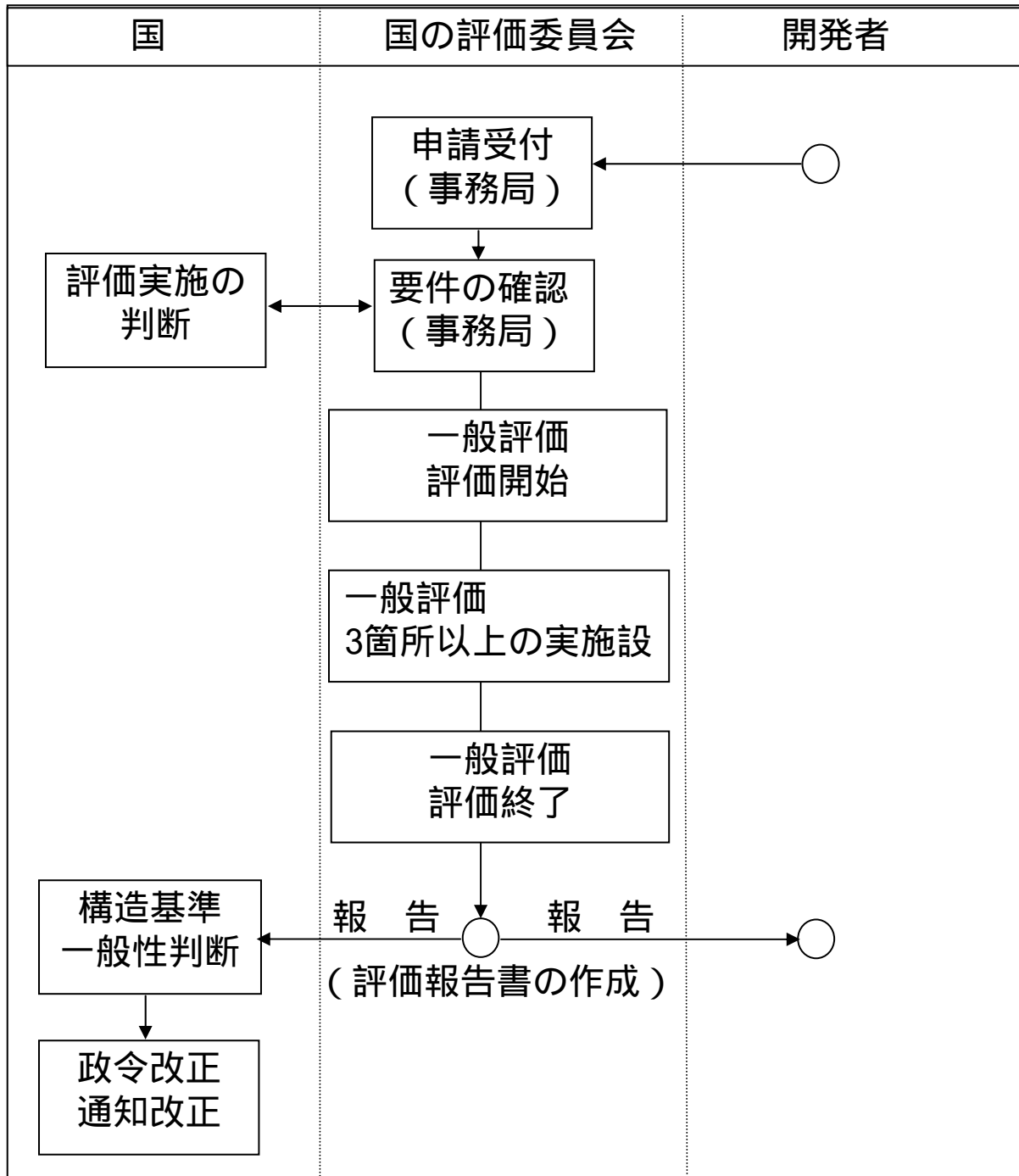
評価者

- 一般評価は、国土交通省が設ける外部評価委員会において行う
- 国の評価委員会に係る事務は、国土技術政策総合研究所下水道研究部において行う

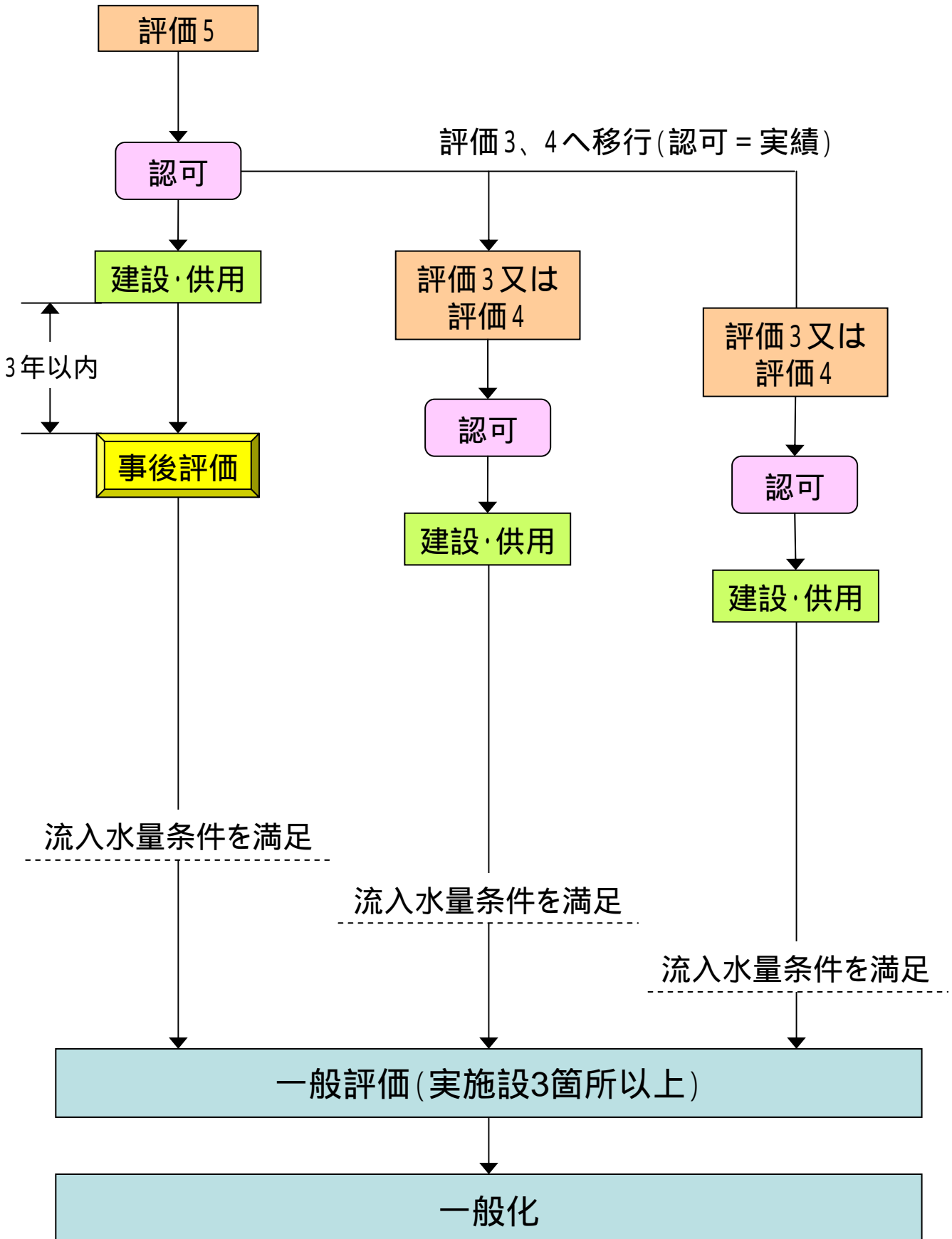
申請者

- 一般評価の申請は、原則として評価の対象となる新たな処理方法の開発者が行うものとする。

一般評価の流れ



評価5 から一般評価への流れ



評価1～4の詳細

項目	評価1	評価2	評価3	評価4
実証実験実施期間 実証実験実施場所	連続する1年間以上 実施設	連続する1年間以上 実施設	連続する1年間以上 実施設またはパイロットプラント	連続する1年間以上 実施設またはパイロットプラント
流入水量	不問 設計値の1/2未満の場合、1/2以上に達した時点で再評価を実施	設計値の1/2以上	設計値の1/2以上	設計値
流入水質	パイロットプラント 当該箇所の水質	当該箇所の水質	設計値 適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保	設計値 適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保
測定頻度	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 水質、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	日間平均：月2回以上 水質、pH、BOD、SS	日間平均：月2回以上 水質、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P
測定項目	水質、pH、BOD、SS	水質、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P	水質、pH、BOD、SS	水質、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P
外部評価 評価方法	不要 測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	不要 測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	不要 測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	不要 測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと

評価5、一般評価の詳細

項目	評価5	一般評価の基本的考え方
調査実施期間	連続する1年間以上	連続する1年間以上
調査実施場所	パイロットプラント	3箇所以上の実施設
流入水量条件	設計値	対象とする全ての施設についての設計値の1/2以上
流入水質条件	一般的な流入水質、負荷変動等との類似性を確保	当該箇所の水質
流入水質測定方法	測定頻度	日間平均:月2回以上
	測定項目	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
放流水質測定方法	測定頻度	日間平均:月2回以上 日間変動:3ヶ月に1回以上
	測定項目	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合は、T-N、T-P 国の評価委員会が要求する項目
評価方法	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと、かつ、外部評価委員会の評価を受けること	対象とする全ての施設について、測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質の区分の範囲を超えないこと、かつ、国の評価委員会の評価を受けること

一般評価の方法の詳細については国の評価委員会の議論を踏まえ定める